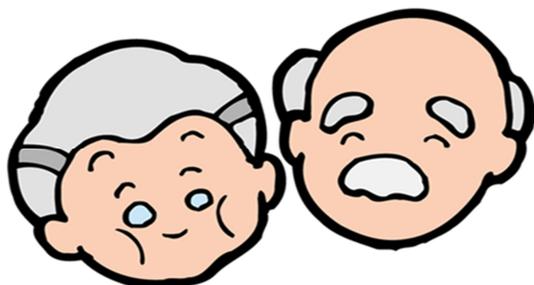


# ご利用ください 介護用品支給事業



日南市では、在宅で高齢者を介護している家族等へ、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給します。

## ●支給を受けられる方

- ・次の3つすべてを満たしている在宅の高齢者を介助されている家族等が対象となります。
    - 1 日南市に住所のある方又は外国人登録をしている方（介護している方、介護を受けている方）
    - 2 要介護4又は要介護5の認定を受けている満65歳以上の方であって、市民税非課税の方
    - 3 市税等完納者（介護をしている方、介護を受けている方及びその世帯員）
- ※生活保護法の規定により、本事業の支給対象とする介護用品と同種品の支給又はその購入費用としての扶助費を受給している方は支給対象外となります。

## ●支給されるもの

- ・市の指定した用品（下表 介護用品一覧表）から選べます。

介護用品一覧表

紙おむつ	尿とりパット	おむつカバー
介護用防水シート	使い捨て手袋	食事用エプロン
ウェットティッシュ	ドライシャンプー	清拭剤

- ・月1回、5,000円分の用品を支給します。
- ・介護用品は、納入業者が直接配達します。

## ●お申し込み方法

- ・申請書に、お名前やご住所、希望する納入業者（市指定業者）などを書いてください。
- ・毎月20日まで（閉庁日の場合は直前の開庁日まで）に申請書を長寿課に提出された方は翌月から、21日から月末までに提出された方は翌々月からの利用となります。
- ・くわしくは、担当のケアマネージャーさんや日南市各地区地域包括支援センターの職員に申し出るか、日南市健康福祉部長寿課高齢者あんしん係へご連絡ください。

※申請しても、支給の条件を満たさない場合は支給されません。

## ●お問い合わせ先

日南市役所 健康福祉部 長寿課 高齢者あんしん係 (0987) 31-1162